

金沢大学授業料免除等選考基準細則

本学における授業料免除等の対象者の選考については、「金沢大学授業料免除及び徴収猶予規程」及び「金沢大学入学料免除及び徴収猶予規程」によるもののほか、この細則によるものとする。

1. 家計基準について

(1) 授業料免除の対象となる者は、その者の属する世帯の1年間の総所得金額が別表第1の収入基準額以下の者であること。また、入学料免除の対象となる者は、別表第2の収入基準額以下の者であること。この場合、総所得金額の算定は、別記1.「総所得金額の算定方法」により行う。ただし、次のいずれにも該当する者については、独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で判定する。

(ア) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

(イ) 父母等と別居している者

(2) 長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、総所得金額が収入基準額を超える場合であっても特例として指導教員等の推薦をもって免除の対象とすることができるものとする。

ただし、収入基準額を超える金額が、収入基準額の10%の範囲以内の者とする。

(3) 家計基準について、この細則に定めるもの以外の取扱いについては、日本学生支援機構の取扱いを準用する。

2. 学力基準について

(1) 学業成績優秀の判定

(ア) 学域1年次生については、前期時において、高等学校の成績が3.5以上又は入試成績が上位1/3位内の者であること、後期時において本人の所属する学域（学類・コース・専攻）の基準単位数を修得し、かつその学業成績が平均水準以上の者

(イ) 学域、学部2年次生以上については、本人の所属する学域（学類・コース・専攻）、学部（学科・課程）において各学年学期における基準単位数を修得し、かつその学業成績が平均水準以上の者

(ウ) 大学院1年次生については、前期時において、出身大学又は出身大学院の学業成績が平均水準以上の者、若しくは入試成績が上位1/2位内の者であること、後期時において、修士課程については本人の所属する研究科（専攻）における基準単位数を修得し、かつその学業成績が平均水準以上の者とし、博士課程については、各研究科において平均水準以上であると認めた者

- (エ) 大学院修士課程 2 年次生については、前期時・後期時ともに本人の所属する研究科（専攻）における基準単位数を修得し、かつその学業成績が平均水準以上の者とし、博士課程 2 年次生以上については、各研究科において平均水準以上であると認めた者
- (オ) 専攻科・別科については（ウ）に準ずる
- (2) 修業年限を超えた者等の取扱い
- 修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者又は修業年限を超えた者は、免除の対象としない。
- ただし、病気・留学など特別な事由があると認められる場合は、特例として教指導教員等の推薦をもって免除の対象とすることができる。
- なお、この場合の取扱いは、別記 2「留年している者又は修業年限を超えた者の扱い」によるものとする。
- (3) 経済的困窮度が著しく高い者の取扱い
- 父・母子家庭・生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情があると認められる者については、特例として（1）の学力基準を緩和し、指導教員等の推薦をもって免除の対象とすることができる。
- ただし、この場合の学力基準については、下記によるものとする。
- (ア) 学域 1 年次生については、前期時において、高等学校の成績が 3. 2 以上又は入試成績が上位 1 / 2 位内の者であること、後期時において本人の所属する学域（学類・コース・専攻）において基準単位数を修得し、かつその学業成績が平均水準に近い者
- (イ) 学域、学部 2 年次生以上については、本人の所属する学域（学類・コース・専攻）、学部（学科・課程）において各学年学期における基準単位数を修得し、かつその学業成績が平均水準に近い者
- (ウ) 大学院 1 年次生については、前期時において、出身大学又は出身大学院の学業成績が平均水準に近い者であること、後期時において、修士課程については本人の所属する研究科（専攻）における基準単位数を修得し、かつその学業成績が平均水準に近い者とし、博士課程については、各研究科において平均水準に近い者と認めた者
- (エ) 大学院修士課程 2 年次生については、前期時・後期時ともに本人の所属する研究科（専攻）における基準単位数を修得し、かつその学業成績が平均水準に近い者とし、博士課程 2 年次生以上については、各研究科において平均水準に近いと認めた者
- (オ) 専攻科・別科については（ウ）に準ずる

3. 免除の判定について

授業料免除及び入学料免除を受ける者は、前記1.及び2.に定める家計基準及び学力基準のいずれにも該当している者の中から選考する。

ただし、「金沢大学授業料免除及び徴収猶予規程」第6条第2項及び「金沢大学入学料免除及び徴収猶予規程」第2条第2項及び第3条に定める特別な事情によるものについては、前記1に定める家計基準に該当している者の中から選考する。

また、全額免除又は半額免除の決定については、基準該当者には半額免除を許可することを原則とするが、その結果、該当期における免除実施可能額に余りが生じた場合は、その範囲内で家計困窮度の高い者に対して全額免除を許可する。

4. 徴収猶予及び月割分納の選考について

授業料の徴収猶予及び月割分納に係る選考は、その都度、教育企画会議の議を経て判定する。

別記1.「総所得金額の算定方法」

総所得金額とは、申請者の属する世帯における申請の前年1年間における金銭、物品などの総収入金額から(1)必要経費、(2)特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、本人が給付を受けた奨学金については、申請の前年度1年間に大学又は大学院で実際に受けた額を申請の前年1年間の額とみなし、総収入金額に加算するものとする。

(1) 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱う。

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料、傷病手当金等を含む。)の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

・収入金額が104万円以下のものは収入金額と同額とする。

・収入金額が104万円を超え200万円までのもの

$$\text{収入金額} \times 0.2 + 83 \text{万円}$$

・収入金額が200万円を超え653万円までのもの

$$\text{収入金額} \times 0.3 + 62 \text{万円}$$

・収入金額が653万円を超えるもの

$$258 \text{万円}$$

(注) 1 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

② 商業，工業，林業，水産業所得

年売上げ高から，必要経費として，売上品原価と営業経費とを控除する。
なお，売上品原価には，当該年度内の仕入れであっても，年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含まない。

また，営業経費とは，雇人費，減価償却費，業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

③ 農業所得

総祖収入から必要経費として，肥料，種苗，蚕種，家畜の飼料，動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。

なお，総祖収入には，農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し，これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか，養蚕，牧畜，養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には，その収入金額を，すべて前記の収入金額（粗収入）に加算すること。

また，家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

④ その他の職業による所得及び雑所得

給与，商業，工業，林業，水産業，農業以外の職業（開業医，弁護士，著述業，公認会計士，外交員，税理士，大工，左官等）によって収入を得ている場合及び利子，配当，家賃，間代，地代，内職収入，親戚・知人等からの援助等の収入の場合，それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは，収入金額からその必要経費を控除する。

⑤ 臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。

なお，臨時的な所得とは，退職金，退職一時金，保険金，資産の譲渡による所得及び山林所得をいい，当該授業料免除実施前6月間における収入のみとする。

(2) 特別控除

母子・父子世帯，就学者のいる世帯，その他特別の事情のある世帯について，次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額	
A 世 帯	①母子・父子世帯		490,000 円
	②就学者のいる世帯	小学校児童 1 人につき	80,000 円
		中学校及び中等教育学校の前期課程生徒 1 人につき	160,000 円

を 対 象 と す る 控 除	国・公立高等学校及び 中等教育学校の後期 課程生徒 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	280,000 円 470,000 円
	私立高等学校及び中等 教育学校の後期課程 生徒 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	410,000 円 600,000 円
	国・公立高等専門学校 学生 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	360,000 円 550,000 円
	私立高等専門学校 学生 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	600,000 円 800,000 円
	国・公立大学学生 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	590,000 円 1,020,000 円
	私立大学学生 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	1,010,000 円 1,440,000 円
	国・公立専修学校高等 課程生徒 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	170,000 円 270,000 円
	私立専修学校高等 課程生徒 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	370,000 円 460,000 円
	国・公立専修学校専門 課程生徒 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	220,000 円 620,000 円
	私立専修学校専門 課程生徒 1 人につき	自宅通学 自宅外通学	720,000 円 1,120,000 円
	③障害者のいる世帯	障害者 1 人につき	860,000 円
	④長期療養者のいる 世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている金額	
	⑤主たる家計支持者 が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。 ただし、710,000 円を限度とする。	
⑥火災、風水害、盗難 等の被害を受けた世 帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活 費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗 等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増 又は収入減になると認められる年間金額。		
⑦父母以外の者で収 入を得ている者のい る世帯	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。 なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所 得額。ただし、本人及び配偶者の所得について は控除できない。		
B 本人を対象とする控除			
	高等学校	自宅通学 自宅外通学	190,000 円 380,000 円
	大学・大学院	自宅通学 自宅外通学	280,000 円 720,000 円

C そ の 他	就学者のいる世帯で国立の高等学校、高等専門学校、大学等で授業料免除を受けている場合	高等学校及び中等教育学校の後期課程
		自宅通学 190,000 円
		自宅外通学 380,000 円
		高等専門学校
		自宅通学 210,000 円
		自宅外通学 420,000 円
		大学・大学院・短大
		自宅通学 280,000 円
		自宅外通学 720,000 円
		専修学校
自宅通学 200,000 円		
自宅外通学 600,000 円		

- 備考 1 A欄の「②就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に就願者本人は含めない。
- 2 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「就学者のいる世帯」による控除額を適用すること。
- 3 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。

別記2「留年している者又は修業年限を超えた者の扱い」

- (1) 「留年している者」とは、授業料免除の対象者を選考するときにおいて同一学年にとどまっている者をいい、「修業年限を超えた者」とは、休学、留学等により在籍期間が最短修業年限を超えた者をいう。

- (2) 「留年している者又は修業年限を超えた者」で授業料免除の対象としてよい事例

ア 病気

①長期療養のため休学した場合、②休学期間に満たない期間の病気のために単位修得ができなかった場合、③単位修得試験の当日の病気により単位修得ができなかった場合、④学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合

(なお、「病気」には外傷を含むが、法令等に違反した行為が病気の原因である場合は除く。)

イ 留学

①留学のため単位修得ができなかった場合(本来の学業修得のため真に有益であるとは認められない留学や留学期間が概ね半年未満の留学は除く。)、②学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合

ウ 大学院学生の論文作成

①研究テーマ、研究方法等、本人の側の事情によらない理由で留年又は修業年限を超過した場合、②学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に

認めた場合

エ その他

①出産・育児のために休学した場合、②国又は地方公共団体の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合、③学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に就いた場合、④本人が身体障害者である場合、⑤学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合

(なお、国家試験等の受験、大学院の受験、転学・転学部等の受験、就職のためなど、自己都合により留年又は修業年限を超過している場合は除く。)

(3) 「留年している者又は修業年限を超えた者」について授業料免除を行なうよい期間

上記(2)の事由により授業料免除を行う場合でも、留年又は修業年限超過の期間は、原則として1年間とする。

ただし、学長が真にやむを得ない事情があると特に認めた場合には、1年を超えることができる。

(4) 判定のための手続

上記(1)及び(2)の判定は、教育企画会議による実質的な審査により行うこととし、上記(2)における「学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合」により授業料免除を行うとき及び上記(3)における「学長が真にやむを得ない事情があると特に認めた場合」により1年を超えて授業料免除を行うときは、特に慎重な判定を行うこととする。

別表第1 授業料の免除に係る収入基準額表

(学域・学部)

区		分
世帯人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程)

	区	分
世帯人員	1人	1,820,000円
	2人	2,900,000円
	3人	3,340,000円
	4人	3,640,000円
	5人	3,930,000円
	6人	4,120,000円
	7人	4,320,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

なお、「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。

(大学院博士課程)

	区	分
世帯人員	1人	2,540,000円
	2人	4,040,000円
	3人	4,670,000円
	4人	5,070,000円
	5人	5,480,000円
	6人	5,740,000円
	7人	6,020,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表第2 入学料の免除に係る収入基準額表

(学域・学部)

		区	分
世帯 人数	1人		1,670,000円
	2人		2,660,000円
	3人		3,060,000円
	4人		3,340,000円
	5人		3,600,000円
	6人		3,780,000円
	7人		3,950,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(大学院修士課程)

		区	分
世帯 人数	1人		1,820,000円
	2人		2,900,000円
	3人		3,340,000円
	4人		3,640,000円
	5人		3,930,000円
	6人		4,120,000円
	7人		4,320,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。なお、「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。

(大学院博士課程)

		区	分
世帯 人数	1人		2,540,000円
	2人		4,040,000円
	3人		4,670,000円
	4人		5,070,000円
	5人		5,480,000円
	6人		5,740,000円
	7人		6,020,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。